

2025 年度 苦情解決報告

社会福祉法第 8 2 条の規程に従い、利用者の方々の権利を守り、よりよい法人の運営をめざして、みなさまからの苦情、要望、相談に対応できる体制を整えています。

「苦情解決責任者」及び「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置して、みなさまからの声にお応えしています。施設に寄せられたさまざまな課題の解決に取り組み、保育の質の向上に努めていきます。

2025 年度 苦情解決

4 月	なし	1 0 月	なし
5 月	なし	1 1 月	なし
6 月	なし	1 2 月	なし
7 月	なし	1 月	なし
8 月	なし	2 月	なし
9 月	なし	3 月	なし